

○農林水産省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項及び第十六条第四号（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第四項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(農薬の表示の方法等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において、<u>農薬を当該農作物等に使用することができる総回数</u></p> <p>五 <u>含有する有効成分の種類ごとの総使用回数</u>（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）</p> <p>六・七 (略)</p> <p>様式第1号（第1条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「6 農薬の適用病虫害の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育</p>	<p>(農薬の表示の方法等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において<u>農薬を使用することができる総回数</u></p> <p>五 <u>含有する有効成分の種類ごとの総使用回数</u>（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）</p> <p>六・七 (略)</p> <p>様式第1号（第1条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「6 農薬の適用病虫害の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育</p>

期間」という。)において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六・七 （略）

様式第12号（第12条関係）

（略）

備考

1・2 （略）

3 「6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一～三 （略）

四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六・七 （略）

様式第15号（第20条関係）

（表面）

（略）

（裏面）

期間」という。)において農薬を使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六・七 （略）

様式第12号（第12条関係）

（略）

備考

1・2 （略）

3 「6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一～三 （略）

四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六・七 （略）

様式第15号（第20条関係）

（表面）

（略）

（裏面）

<p>農薬取締法（抜粋） （報告及び検査） 第29条（略） （センターによる検査） 第30条（略） （国内管理人に係る報告及び検査） 第35条（略） 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～五（略） 備考（略）</p>	<p>農薬取締法（抜粋） （報告及び検査） 第29条（略） （センターによる検査） 第30条（略） （国内管理人に係る報告及び検査） 第35条（略） 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～五（略） 備考（略）</p>
--	---

附 則

この省令は、公布の日から施行する。